

保安管理業務講習 規約

株式会社日本電気保安協会
2021年6月14日 制定
2024年1月10日 改定

1.保安管理業務講習の概要

本講習は、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示（平成十五年経済産業省告示二百四十九号）の第一条第一項第四号に規定する講習を、主任技術者制度の解釈及び運用の定めに従った「保安管理業務講習」です。

本講習を修了することにより、第2種または第3種電気主任技術者免状を取得している方は、上記告示に定められた実務に従事した期間を一律3年とすることができます。

2.受講者の募集・申込み

①弊社は、経済産業省電力安全課の確認を予め受けた上で、保安管理業務講習の日程、科目及び開催場所及びその他事項を弊社のウェブサイトに掲載します。

②募集の対象は第2種または第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている方です。

3.受講の申込み

①受講希望者は、当規約に同意の上、弊社所定の様式による受講申込書に必要事項を記載して、電気主任技術者免状の写し添付し、弊社所定の窓口まで申込みを行って下さい。

②本講習の受講申込者に対し、所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取扱います。但し、定員に達した場合は、お断りさせていただくことがあります。

4.受講料

①次に定める受講料を申し受けます。

・第3種電気主任技術者免状を有している方・・・121,000円（税込）

・第2種電気主任技術者免状を有している方・・・107,800円（税込）

・テキスト「自家用電気工作物保安管理規程JEAC8021-2023」

受講申込みにて購入をご希望された場合・・・5,720円（税込）

②支払期日及び方法

申込書の受付が完了した後、受講料請求書を送付させていただきます。

受講希望者は受講料請求書に記載された支払期日、口座まで、受講料を振込送金の方法により支払うものと致します。振込手数料は、受講希望者の負担とします。

支払期日までに、受講料の入金が確認できない場合は、お申込みが無かったものとして取扱います。

5.講習内容、講習形式

①講習内容は、別紙「保安管理業務講習 時間割」を参照下さい。

②講習形式は座学、実習ともに「対面講習」とします。

6.講師の選定

講師は電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務に従事した期間が告示第一条第一項第一号から第四号のいずれかに該当する者を選任致します。

7.受講にあたっての注意事項

①受講当日の講習開始前に、写真付き公的証明による本人確認をさせていただきます。本人確認ができない限り、保安管理業務講習を修了できません。

（公的証明書：マイナンバーカード、運転免許証、電気工事士免許等）

②科目ごとに10分以上の遅刻、早退があった場合、その科目は欠席として未受講の扱いとします。

③保安管理業務講習の録音、録画は固く禁じます。

④開催施設の使用に際しては、本講習に関係のない場所への立入り、資料の取得などは固く禁じます。

⑤本講習で使用する教材（テキスト、その他保安管理業務講習にあたって配布された一切の資料）について、受講者本人の保安管理業務講習の目的外での使用又は複製は禁止します。

8.保安管理業務講習の中止・キャンセル

- ①大規模災害などの不測の事態が発生した場合で、保安管理業務講習の開催が著しく困難となったと弊社が判断した場合には、本講習を中止することがあります。
- ②次の事由により受講、修了できなかった科目については、受講料の返金は致しません。
 - (1) 受講者の本人確認ができなかった場合。
 - (2) 全部又は一部の科目を欠席した場合。
 - (3) その他、受講者による不備、不正その他受講者の責めに帰すべき事由により受講できなかった場合。
- ③受講者からキャンセルの申し出があった場合は次の通りとします。
 - (1) 入金前の場合は、受講料の請求を取り下げます。
 - (2) 保安管理業務講習開始日の前月末日までに、キャンセルの申し出があった場合は、振込手数料を除いた全額を返金致します。それ以降のキャンセルは受講料の返金をいたしません。

9.修了証の発行

保安管理業務講習修了後に受講者に対し、内規に定められた保安管理業務講習修了証を発行致します。受講終了後のお渡しとなります。

10.修了証の再発行

- ①以下の事由により修了証の再発行の申請があった場合は、受講終了後5年以内に限り修了証を発行致します。
 - ・紛失した場合
 - ・損壊した場合
- ②再発行には、再発行手数料として修了証1通につき3,300円(税込)を申し受けます。

11.受講記録の保管

保安管理業務講習後5年間、保安管理業務講習に係る記録を保管します。

12.受講結果の報告

主任技術者制度の解釈及び運用の4.(2)⑥に定められている通り、産業保安グループ電力安全課に実施結果報告書及び修了者名簿を提出致します。受講者はこれに同意します。

13.個人情報の取扱い

保安管理業務講習に係る個人情報を、保安管理業務講習および電力安全課への報告以外の用途には使用しません。

附則

当規程は2021年6月14日より適用します。